

II ワーキンググループの活動

第17期の日本学術会議において「女性科学者の環境改善」の特別委員会が設置され、この特別委員会からの提案によって第132回総会において、「女性科学者の環境改善の具体的措置について」とする「要望」が決議された。そこでは、女性科学者が強く要望している事柄を8項目にわたって整理し、具体的な改善措置を政府・大学・研究機関・学協会に対して要望している。

第18期に入って、「ジェンダー問題の多角的検討」特別委員会が設置されることになったが、第17期に出された上記の「要望」がどの程度実施されているかを点検する必要があるとの声があがり、池内幹事を委員長とするワーキング・グループを設置することになった。

ワーキング・グループは、まず、「要望」で掲げられた各項目について状況を把握した上で、実行可能な事柄について活動を行ってきた。各項目についての、活動状況は以下のようなものである。

（項目1）大学や研究機関での教員や研究員、院生や学生の男女比率を調査・公表し動向変化を分析すること。

これについては、国立大学協会は既にその調査活動を行うことを決定しており、公立大学および私立大学に対して、同様な調査を行うよう働きかけることとした。

また、文部科学省生涯学習政策局は、2002年11月に【女性の多様なキャリアを支援するための懇談会】（丹羽雅子座長）を設置し、その3つのテーマの一つとして「大学・研究所等の女性研究者への支援の在り方について」を掲げた。同懇談会が出た『「多様なキャリアが社会を変える」第1次報告（女性研究者への支援）』（2003年3月25日）においては、国公私立大学において「女性研究者の活躍により、新しい研究分野が生まれたり、斬新な視点に立った研究が行われるようになっている」（21項）と述べている。これは、女性研究者の学術への寄与が具体的に評価されるようになっていることを物語っている。

（項目2）「学術における男女共同参画を促進するための研究・教育プロジェクト」などの目的を限定した予算項目を設定すること。

文部科学省の科学研究費補助金において、まず時限付き複合領域における分科細目として「ジェンダー」が新たに立てられ、2003年度より正式の分科細目として募集できるようになった。また、科学技術振興調整費においても「男女共同参画」に関するプロジェクト募集が行われ、かなりの進展があったと評価できる。

（項目3）研究者への育児支援を充実させること。

各大学で（文部科学省においても）保育所を設置したり、大会開催時に

保育室を設置する学協会が増加しており、徐々に改善の方向に向かっている。ワーキング・グループにおいては、2001年の秋の総会において学術会議会員に対して、「学会大会時における保育サービス」のアンケート調査を行った。その結果は、『学術の動向』2002年4月号に掲載しているが、多くの会員からの具体的な提案が多く出されている。また、2003年3月に「研究者の育児支援」に関するシンポジウムをJ A I C O W Sと共催で開催した。しかし、育児休暇・育児休業中の研究者への一時的在家研究制度・家事支援のための費用補助、育児休暇・育児休業後の研究再開奨学金など、研究を継続できるための新しい制度についてはまだ着手されておらず、今後具体的な形を提示していくことが重要である。

なお、文部科学省の科学技術・学術審議会の研究費部会（池端雪浦座長）では、従来は科研費の研究期間中に6ヶ月以上研究が遂行できない場合、研究の廃止か代表者の交代を行わねばならず、育児休業をとるのが困難であったのを改め、1年間の研究の中止を認め、1年後に再開できるよう運用を弾力化することを大筋で了承し、今後文部科学省で実際の手続きを検討することになった。

（項目4）人事選考の仕組みを改善すること。
特段の取り組みを行わなかった。

（項目5）セクシュアル・ハラスメント防止のための諸制度を整備し、実態を公表すること。

セクシュアル・ハラスメント（S H）防止に対する取り組みは、国立大学協会からの呼びかけもあり、各大学で対策委員会・相談室・提訴委員会・罰則規定等が整備され、冊子の発行や学習会なども開かれるようになっている。それらの経験交流も兼ねて2002年12月24日に、本特別委員会が主催したシンポジウム「学術の世界におけるセクシュアル・ハラスメント——加害と被害——」を開催した。まだまだ問題の根は深く、今後多方面から取り組んでいく必要が強調された。また、各大学で「男女共同参画シンポ」が行われるようになり、そこでもキャンパス・セクハラ問題が取りあげられるようになっている。ゆっくりとではあるが、問題の認識は広がりつつある。

（項目6）文部科学省科学研究費補助金の申請条件を改善すること。
ワーキング・グループとして、要求項目の整理を行っている段階である。

（項目7）学協会における役員等の選出において、男女の会員数の比率を尊重すること。

第19期の学術会議会員選出のための学協会の「学術団体登録」の際に、学協会の役員・会誌編集委員および会員数の男女比率を書く欄を設けたことにした。これにより、これらのデータから学協会における男女共同参画

の実態を把握することが可能となったので、これを集計した。

(項目8) 公私の別なく、研究者が自ら希望する名称を使用できるようにすること。

2001年春の総会において日本学術会議会員に対して、「研究者の別姓使用について」のアンケート調査を行った。その結果は、『学術の動向』2001年11月号に掲載しているが、会員の過半数から別姓・通称使用についての支持が得られている。なお、2001年4月より文部科学省の研究者登録で通称名使用が可能となり、国立大学ではこの項目は実現した。しかし、私立大学においては、なお戸籍名を強制している大学もあり、2002年8月に特別委員会委員長名で、私立大学連合に要請文を送付した。

以上のように、ワーキング・グループとして、「要望」に記載された項目について、実行可能なものから採り上げて活動を行い、また第18期日本学術会議会員へのアンケート調査を2度行って『学術の動向』にその結果を報告してきた。実際には、研連委員全体に対するアンケート調査を行う方が実態をより広く把握できるとは思うが、そのシステム（研連委員全体への電子メールシステムのようなもの）がなく、整理作業にアルバイトを雇用することもできないので、そのような調査ができなかった。今後、調査のための予算措置と電子メールシステムを構築されることを希望したい。

日本学術会議における私たちの取り組みと歩を合わせるように男女共同参画会議基本問題専門調査会が2003年4月に出した『女性のチャレンジ支援策について』において、「研究分野におけるチャレンジ支援策」が1つの項目として取り上げられており、本ワーキンググループが取り組んできた課題についてポジティブ・アクションをとるよう提言している。全体として改善措置が進んでいるといえる。